（老齢福祉年金支給規則及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「八月十一日から九月十日」を「八月十二日から九月十一日」に改める。

一　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）第五条

二　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）第六条第二項、第十四条第二項及び第二十二条第三項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

3　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。